

島根県福祉医療費・乳幼児等医療費
請求マニュアル
＜島根県外調剤薬局用＞

令和7年7月版

島根県国民健康保険団体連合会

目 次

はじめに

1. 島根県福祉医療費助成事業とは・・・・・・・・・・・・・1 頁
2. 島根県乳幼児等医療費助成事業とは・・・・・・・・・・・・・2 頁
3. その他・・・・・・・・・・・・・2 頁

I 来局時について

1. 受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・5 頁
2. 一部負担金の徴収・・・・・・・・・・・・・5 頁

II 医療費の請求について

1. 請求を始めるまえに・・・・・・・・・・・・・6 頁
2. 請求期限・・・・・・・・・・・・・6 頁
3. 請求方法・・・・・・・・・・・・・6 頁
4. 請求時の注意事項・・・・・・・・・・・・・7 頁
- 記入項目説明・・・・・・・・・・・・・8 頁
- 電子請求ファイルレイアウト・・・・・・・・・・・・・12 頁
- 電子媒体貼付ラベル記入例・・・・・・・・・・・・・13 頁
- 記入例 福祉医療・・・・・・・・・・・・・14 頁
- 乳幼児等医療・・・・・・・・・・・・・16 頁

III 請求書の返戻と支払等について

1. 請求書の返戻・・・・・・・・・・・・・18 頁
2. 支払・・・・・・・・・・・・・18 頁
3. 請求の取下げ・・・・・・・・・・・・・18 頁

様式集

- 診療報酬等費用の請求及び受領に関する届（県外医療機関等用）・・・・・20 頁
- // 記載要領・・・・・21 頁
- 福祉医療費請求書（県外医療機関等分）・・・・・・・・・・・・・22 頁
- 乳幼児等医療費請求書（県外医療機関等分）・・・・・・・・・・・・・23 頁
- 福祉・乳幼児等医療費請求総括票（県外医療機関等分）・・・・・・・・・・・・・24 頁
- 福祉及び乳幼児等医療費請求書取下げ（返戻）依頼書・・・・・・・・・・・・・25 頁
- 増減点等及び返戻通知書・・・・・・・・・・・・・26 頁
- 診療報酬等支払通知書・・・・・・・・・・・・・27 頁
- 過誤結果通知書・・・・・・・・・・・・・28 頁

本マニュアルの最新版は、本会ホームページに掲載いたしますので、定期的にご確認ください。

（HPアドレス：<https://www.shimane-kokuho.or.jp>）

はじめに

1. 島根県福祉医療費助成事業とは

福祉医療費助成対象者に対して、医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、これらの対象者の福祉の増進を図る事業です。

【実施主体】

市町村（公費負担者番号等は4頁参照）

【対象者】

助成対象者は次のとおりです。なお、助成対象者には福祉医療費医療証（証の名称は市町村ごとに異なる場合があります。以下、同様。（3頁の図1））が交付されます。医療証等を提示することで、対象者は助成を受けることができます。

対象者	要件	所得制限
寝たきり者	65歳以上で3ヵ月以上臥床し、他人の介助が必要な者	特別障害者 手当の所得制限を準用
重度知的障がい者（児）	療育手帳A所持者	
重度身体障がい者（児）	身障手帳1～2級所持者	
重度精神障がい者（児）	精神手帳1級所持者	
重複重度障がい者（児）	- 身障手帳3～4級＋知的障がい（IQ概ね50以下） - 精神手帳2級＋身障手帳3～4級 - 精神手帳2級＋知的障がい（IQ概ね50以下）	
ひとり親家庭	18歳未満又は高校3学年修了までの児童（20歳に達した者を除く）を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯

【医療費助成の範囲】

患者が負担すべき一部負担金が全額助成されます。そのため、薬局窓口での一部負担金は無料になります。

2. 島根県乳幼児等医療費助成事業とは

乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する事業です。

【実施主体】

市町村（公費負担者番号等は4頁参照）

【対象者】

助成対象者は『出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者』です。

なお、福祉医療費助成事業と同様に、助成対象者には乳幼児医療費受給資格証（証の名称は市町村ごとに異なる場合があります。以下、同様。（3頁の図2））が交付されます。受給資格証を提示することで、対象者は助成を受けることができます。

【医療費助成の範囲】

福祉医療費と同様に、患者が負担すべき一部負担金が全額助成されます。そのため、薬局窓口での一部負担金は無料になります。

なお、市町村によっては、上記の対象者に加え、助成対象年齢を拡大し、更なる患者負担の軽減を行っています。

各市町村の事業拡大状況は島根県・市町村単独医療費助成事業の自己負担限度額一覧（4頁）のとおりです。

3. その他

福祉医療費、乳幼児等医療費ともに、他の公費負担制度を優先して適用します。

なお、他公費併用の場合も、福祉医療費及び乳幼児等医療費について薬局窓口で助成の取扱いができます。

【参考1】

福祉医療費医療証及び乳幼児医療費受給資格証（例）

図1

福 福祉医療費医療証									
公費負担者番号		9	1	3	2	0	0	0	0
受給者番号		0	0	0	0	0	0	0	/
助成対象者	住所	島根県〇〇市〇〇町〇〇番地							
	氏名	〇〇 〇〇〇						男女	
	生年月日	年		月		日			
負担割合									
負担限度額		入院				入院外			
		円／月				円／月			
有効期間		自 令和〇〇年〇〇月〇〇日から							
		至 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで							
交付年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日							
発行機関名及び印		島根県 〇〇市						公印	
備考									

図2

乳 乳幼児医療費受給資格証									
公費負担者番号		9	0	3	2	0	0	0	0
記号番号		0	0	0	0	0	0	0	/
受給資格者	氏名	〇〇 〇〇〇							
	住所	島根県〇〇市〇〇町〇〇番地							
乳幼児	氏名	〇〇 〇〇〇							
	生年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日							
	住所	島根県〇〇市〇〇町〇〇番地							
加入保険	被保険者氏名	〇〇 〇〇〇							
	記号番号	〇〇－〇〇〇〇							
	保険者名称	保険							
本人負担									
支払上限		入院				入院外			
		円／月				円／月			
有効期間		自 令和〇〇年〇〇月〇〇日から							
		至 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで							
令和〇〇年〇〇月〇〇日									
		〇〇市長						公印	

※当該証は、各市町村で発行しています。様式は市町村ごとに若干異なりますが、概ね上図のとおりです。

【参考2】

福祉医療受給者番号の構成

福祉医療の受給者番号は7桁で構成されており、1桁目と2桁目にはそれぞれの区分に応じた数字が設定されています。詳細は以下のとおりです。

《受給者番号》

--	--	--	--	--	--	--

1桁目

2桁目

数 字	対象者
1	寝たきり
2	知的
3	身障
4	重複
5	ひとり親
6	後期高齢
0	精神
上記以外（7～9）	市町村拡大分

数 字	所得区分等
6	一般
7	市町村民税世帯非課税者
8	20歳未満の障がい児・者

島根県・市町村単独医療費助成事業の自己負担限度額一覧 (令和7年4月調剤分～)

＜島根県＞

島根県	乳幼児医療 (0歳から就学前)	福祉医療
	無料	無料

＜市町村＞

No.	公費負担者番号 (上段：福祉) (下段：乳幼児等)	市町村名	乳幼児医療	こども医療	福祉医療
			0歳～就学前	小学生～高校生年代 (18歳到達後最初の3月31日まで)	
1	91320010 90320011	松江市	県制度に準じる	無料	県制度に準じる
2	91320028 90320029	浜田市			
3	91320036 90320037	出雲市			
4	91320044 90320045	益田市			
5	91320051 90320052	大田市			
6	91320069 90320060	安来市			
7	91320077 90320078	江津市			
8	91320093 90320094	雲南市			
9	91320788 90320789	川本町			
10	91320911 90320912	津和野町			
11	91320994 90320995	海士町			
12	91321000 90321001	西ノ島町			
13	91321018 90321019	知夫村			
14	91321026 90321027	奥出雲町			
15	91321034 90321035	飯南町			
16	91321042 90321043	美郷町			
17	91321059 90321050	邑南町			
18	91321067 90321068	吉賀町			
19	91321075 90321076	隠岐の島町			

島根県・市町村単独医療費助成事業の自己負担限度額は変更される場合があります。最新の情報を島根県国保連のホームページに掲載いたしますので、定期的にご確認ください。(HPアドレス：<https://www.shimane-kokuho.or.jp>)

I 来局時について

1. 受給資格の確認

(1) 福祉医療費医療証、乳幼児医療費受給資格証の有無の確認

来局された方が、島根県内の市町村が発行した福祉医療費医療証又は乳幼児医療費受給資格証を持参されているか確認してください。

なお、持参されていない場合は、助成は行わず、医療保険の一部負担金を徴収してください。

(2) 限度額適用認定証情報等の確認

来局された方のマイナンバーカード等で限度額適用認定証情報等を確認してください。
なお、高額療養費が現物給付される場合は、保険一部負担金額の記載が必要です。

(3) その他公費の受給者証、特定疾病療養受療証の有無の確認

原則、福祉医療費・乳幼児等医療費よりも他の公費を優先して適用することとされているため、他公費の受給資格の有無又は特定疾病療養受療証の有無を確認してください。

2. 一部負担金の徴収

福祉医療費・乳幼児等医療費助成対象となる方の一部負担金は全額助成となりますので、一部負担金は徴収しません。

Ⅱ 医療費の請求について

島根県の福祉医療費と乳幼児等医療費は本会に請求してください。

【請求・問い合わせ先】

〒690-0825

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会 審査課

TEL: 0852-21-2114 (医科) 21-2130 (歯科・調剤)

FAX: 0852-21-3550

E-mail: sinsa@shimane-kokuho.or.jp

HPアドレス: <https://www.shimane-kokuho.or.jp>

1. 請求を始めるまえに

福祉医療費及び乳幼児等医療費を振込む口座を登録します。『診療報酬等費用の請求及び受領に関する届（県外保険医療機関等用）』（20頁、本会のホームページからダウンロード可能）を送付しますので、記載要領（21頁）を参考に記入し、提出（郵送）してください。

なお、届出内容に変更が生じる場合にも、当該届を提出してください。

また、記入方法等についてご不明な点がございましたら、上記問い合わせ先までご連絡ください。

◇「診療報酬等費用の請求及び受領に関する届（県外保険医療機関等用）」

【本会ホームページ】

保険医療機関・保険薬局のみなさま → 各種様式 → 福祉及び乳幼児医療費等

2. 請求期限

本会へ請求書を提出する期限 毎月10日

3. 請求方法

請求は、書面（連記様式の請求書）又は電子媒体とし、両媒体とも『福祉・乳幼児等医療費請求総括票（県外医療機関分）』（24頁）を添付して提出してください。

国保、社保、後期高齢者医療分ともすべて本会に請求してください。

なお、一枚の請求書に国保、社保、後期高齢者医療分が混在してもかまいません。

（１）書面

連記様式の請求書（福祉：２２頁、乳幼児等：２３頁）を手書き、又はエクセルシート（本会ホームページからダウンロード可能）に入力後、印刷し提出してください。

記入項目については、記入項目説明（８頁～１１頁）、記入例（１４頁～１７頁）を参照ください。

また、請求総括票の紙媒体分欄に件数をご記入のうえ、連記様式の請求書と併せて提出してください。

（２）電子媒体（CD-R、FD、MO）

電子請求ファイルレイアウト（１２頁）に基づき、請求データを作成後、電子媒体にデータを格納のうえ提出してください。電子媒体には記入例（１３頁）を参照のうえ、薬局コード等を記入し、請求総括票の電子媒体分欄をご記入のうえ、提出してください。

なお、本会が提供する簡易入力システムでも請求データの作成が可能です。当該入力システム及び各種手順書は本会ホームページからダウンロード可能です。

また、請求にあたり事前テストを希望される場合は連絡してください。

◇「福祉・乳幼児等医療費請求総括票（県外保険医療機関等分）」

◇「福祉医療費請求書（県外保険医療機関等分）」

◇「乳幼児等医療費請求書（県外保険医療機関等分）」

【本会ホームページ】

保険医療機関・保険薬局のみなさま→各種様式→福祉及び乳幼児医療費等

４．請求時の注意事項

（１）レセプトには、島根県の福祉医療費及び乳幼児等医療費の請求内容の記入は不要
従来どおり保険請求のみ記入し、自県の審査支払機関へご提出ください。

（２）請求内容に不備があった場合

本会から電話で照会する場合があります。

なお、請求方法等についてご不明な点がございましたら、前頁の問い合わせ先までご連絡ください。

福祉医療費請求書（県外医療機関分）

④

[illegible]

⑤

区 分		件 数	日 数	点 数	一部負担金額	02長 件数
入 院 ①		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
入 院 外 ②						
公 費 再 掲	91	⑫		⑬	⑭	

⑥

1...本人入院 2...本人外来 3...未就学者入院 4...未就学者外来 5...家族入院 6...家族外来
7...高齢受給者・後期高齢者医療 一般・低所得者入院 8...高齢受給者・後期高齢者医療 一般・低所得者外来
9...高齢受給者・後期高齢者医療 7割給付入院 0...高齢受給者・後期高齢者医療 7割給付外来

[illegible]

乳幼児等医療費請求書（県外医療機関分）

乳幼児等医療負担者番号

9	0	3	2				
---	---	---	---	--	--	--	--

乳幼児等医療負担者名

様

医療機関コード

[illegible]

令和

年

月

目

区 分		件 数	日 数	点 数	一部負担金額	02長 件数
入 院 ①		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
入 院 外 ②						
公 費 再 掲	90	⑫		⑬	⑭	

保険医療機関の
所在地及び名称
開設者氏名
電話番号

「本家入外」欄

3...未就学者入院 4...未就学者外来 5...家族入院 6...家族外来

6

[illegible]

○記入項目説明

※福祉、乳幼児欄 ○：必須項目、△：該当の場合のみ記入

項番	福祉	乳幼児	項 目 名	記 入 内 容
①	○	○	請求年月	請求する年月
②	○	○	福祉医療/乳幼児等医療負担者番号	福祉医療費又は乳幼児等医療費の負担者番号
③	○	○	福祉医療/乳幼児等医療負担者名	福祉医療費又は乳幼児等医療費の負担者（市町村）名
④	○	○	医療機関コード	薬局コード（数字10桁） 【10桁の構成】 3 1 4 9 9 9 9 9 9 ① ② ③ ①都道府県番号 鳥取県：31 広島県：34 山口県：35 ②点数表区分 調剤：4 ③薬局コード
⑤	○	○	請求年月日	請求する年月日
⑥	○	○	保険医療機関の所在地及び名称・開設者氏名・電話番号	保険薬局の所在地、名称、開設者氏名及び電話番号
⑦	○	○	件数	連記部分に記載した、入院外分（本家入外欄が2、4、6、8、0の請求）の件数の合計
⑧	○	○	日数	連記部分に記載した、入院外分（本家入外欄が2、4、6、8、0の請求）の日数（項番②⑥）の合計
⑨	○	○	点数	連記部分に記載した、入院外分（本家入外欄が2、4、6、8、0の請求）の保険点数（項番②⑦）の合計
⑩	△	△	一部負担金額	連記部分に記載した、入院外分（本家入外欄が2、4、6、8、0の請求）の一部負担金額（項番③⑩）の合計
⑪	△	△	02長件数	連記部分に記載した、入院外分（本家入外欄が2、4、6、8、0の請求）の特記事項（項番②⑤）に、02と記載した請求の件数の合計
⑫	○	○	公費再掲件数	連記部分に記載した、福祉医療費又は乳幼児等医療費の請求件数 公費併用時は、下段に公費法別番号及び請求件数
⑬	○	○	公費再掲点数	連記部分に記載した、福祉医療費又は乳幼児等医療費の請求点数の合計 公費併用時は、下段に公費請求点数の合計
⑭	○	○	公費再掲一部負担金額	連記部分に記載した、福祉医療又は乳幼児等医療の控除額（項番③②）の合計 公費併用時は、下段に連記部分に記載した、公費①一部負担金額（項番③①）の合計

項番			項 目 名	記 入 内 容
⑮	○	○	福祉医療/乳幼児等医療受給者番号	福祉医療費又は乳幼児等医療費の受給者番号（数字7桁）
⑯	○	○	福祉医療/乳幼児等医療対象者氏名	福祉医療費又は乳幼児等医療費の受給対象者氏名
⑰	○	○	保険者番号	対象者が加入している国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険の保険者番号
⑱	○	○	被保険者証記号番号	対象者が加入している国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険の被保険者（証記号）番号
⑲	△	△	公費負担者番号①	公費併用時、公費負担者番号（数字8桁）
⑳	△	△	公費受給者番号①	公費併用時、公費受給者番号（数字7桁）
㉑	○	○	診療年月	調剤年月（数字4桁） 例）令和5年4月⇒0504
㉒	○	○	本家入外	本家入外区分（1から0までの数字1桁） 2：本人外来 4：未就学者外来 6：家族外来 8：高齢受給者・後期高齢者医療一般・低所得者外来 0：高齢受給者・後期高齢者医療 7 割給付外来
㉓	○	○	生年月日	生年月日 例）昭和34年5月6日⇒S34. 5. 6
㉔	○	○	給付割合	保険給付割合（数字1桁） ※本家入外区分と一致した給付割合 給付割合 7：本家入外2、6、0 給付割合 8：本家入外4、8 給付割合 9：本家入外8
㉕	△	△	特記事項	特記事項（02：長、16：長2、26：区ア、27：区イ、28：区ウ、29：区エ、30：区オ、 31：多ア、32：多イ、33：多ウ、34：多エ、35：多才、41：区カ、42：区キ、43：多力、44：多キ 等） ※複数該当する場合は上下2段で記載してください。
㉖	○	○	日数	受付回数
㉗	○	○	保険点数	保険点数
㉘	△	△	公費①点数	公費併用時の公費①の請求点数 ※保険点数（項番㉗）と同点数の場合は省略可
㉙	△	△	公費併用時福祉/乳幼児等点数	公費併用時の福祉又は乳幼児等請求点数（保険点数（項番㉗）－公費①点数（項番㉘）） ※保険点数（項番㉗）及び公費①点数（項番㉘）が同点数の場合は省略可
㉚	△	△	一部負担金額	保険一部負担金額
㉛	△	△	公費①一部負担金額	公費併用時の公費①に係る一部負担金額
㉜	△	△	控除額	福祉医療費又は乳幼児等医療費の一部負担金額（窓口徴収額） ※調剤薬局の請求は記載不要です。

福祉医療費及び乳幼児等医療費電子請求ファイルレイアウト（県外保険医療機関等分）

令和4年10月診療分から

No.	項 目	バ ー 数	乳幼児等医療	福祉医療	説 明
1	保険医療機関等コード	固定 10	○	○	自機関の10桁コード（32T*****）T：点数表区分 医科：1 歯科：3 調剤：4
2	旧総合病院 診療科	固定 2	△	△	未設定項目
3	福祉医療／乳幼児等医療 負担者番号	固定 8	○	○	福祉医療、及び乳幼児等医療の負担者番号
4	福祉医療／乳幼児等医療 受給者番号	最大 7	○	○	福祉医療、及び乳幼児等医療の受給者番号
5	氏名	最大 100	○	○	漢字氏名、又はカナ氏名（全角のみ）
6	保険者番号	最大 8	○	○	国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療の保険者番号
7	被保険者証記号	最大 40	○	○	全角のみ
8	被保険者証番号	最大 40	○	○	全角のみ
9	公費①負担者番号	固定 8	△	△	公費併用時、その公費負担者番号を編集
10	公費①受給者番号	最大 7	△	△	公費併用時、その公費受給者番号を編集
11	公費②負担者番号	固定 8	△	△	公費併用時、その公費負担者番号を編集
12	公費②受給者番号	最大 7	△	△	公費併用時、その公費受給者番号を編集
13	診療年月	固定 5	○	○	和暦年月：gyymm（g：4=平成、5=令和）
14	保険制度	1	○ (1)	○ (1)	1=国保一般／社保、3=後期高齢 のいずれか
15	本人家族入外	1	○	○	1=本人入院、3=未就学児入院、5=家族入院、7=高齢者（一般）入院、9=高齢者（一定以上）入院、 2=本人外来、4=未就学児外来、6=家族外来、8=高齢者（一般）外来、0=高齢者（一定以上）外来
16	性別	1	○	○	1=男、2=女
17	生年月日	固定 7	○	○	和暦年月日：gyymmdd（g：1=明治、2=大正、3=昭和、4=平成、5=令和）
18	給付割合	固定 2	○	○	保険者負担割合を％で編集（70, 80, 90）
19	特記事項	最大 8	△	△	02=長、16=長 2、26=区ア、27=区イ、28=区ウ、29=区エ、30=区オ、 31=多ア、32=多イ、33=多ウ、34=多エ、35=多才、41=区カ、42=区キ、43=多カ、44=多キ （特記事項が複数ある場合は連続入力【例】「0229」）
20	在宅総合診療料	1	/	△	未設定項目
21	診療日数	最大 2	○	○	診療実日数
22	保険点数	最大 7	○	○	
23	公費①点数	最大 7	△	△	公費併用時、その公費点数を編集（保険点数と同点の場合は省略可）
24	公費②点数	最大 7	△	△	公費併用時、その公費点数を編集（保険点数と同点の場合は省略可）
25	福祉医療／乳幼児等医療 点数	最大 7	△	△	福祉医療、及び乳幼児等医療に係る点数（分点の場合、差引点数又は総点数（保険点数）を記載）
26	（公費負担医療に係る一部負担金額）	最大 6	△	△	公費併用時、保険一部負担額の内の公費に係る金額を編集
27	（福祉／乳幼児等医療費に係る一部負担金額）	最大 6	△	△	公費併用時、保険一部負担額の内の福祉医療、及び乳幼児等医療に係る金額を編集
28	保険一部負担額	最大 6	△	△	一部負担金額を編集
29	公費①一部負担額	最大 6	△	△	公費併用時、公費分の患者負担額を編集
30	公費②一部負担額	最大 6	△	△	公費併用時、公費分の患者負担額を編集
31	福祉医療／乳幼児等医療 控除額	最大 5	△	△	福祉医療／乳幼児等医療の一部負担額

○	必須項目
△	該当する場合のみ必須項目
/	編集出来ない項目

- ・ CSV形式（レコード末尾に0x0d0aが付加されている事）とする
- ・ Shift-JISコードであること。また、外字（0xf040 ～ 0xf9fc）は対応していない（Windows10で表示可能な文字である事）
- ・ 項目ごとの括り文字はカンマ（0x2c）のみとし、その他の文字（タブ<0x09>等）は不可
- ・ 列データをダブルクォーテーション（0x22）で括られていても構わないが、列データ中にカンマを混入しない事
- ・ 列データの前後空白（0x20）は無視する為、固定長CSV形式でも可
- ・ 1件目に見出し行を付けない事
- ・ 未設定にする項目にはNull（カンマを続ける）かスペース（0x20）を設定し、ゼロ（0x30）を設定しない事

・ ファイル名

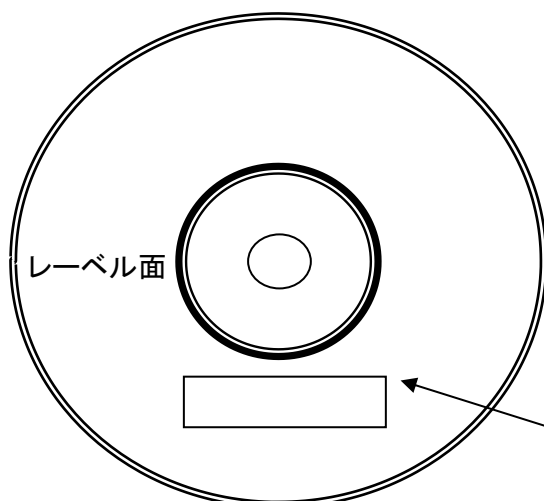
GYMM_KKT*****.csv

G：元号（令和=5）
YY：年
MM：月（提出月）
KK：県番（2桁）
T：点数表区分（1桁）
医科：1 歯科：3 調剤：4
*****：自機関コード（7桁）

} 提出年月（5桁）

○福祉及び乳幼児等医療費電子媒体貼付ラベル記入例

CD-R用



※レーベル面にシール等を貼付せず、
フェルトペン等により記入してください。

省略可

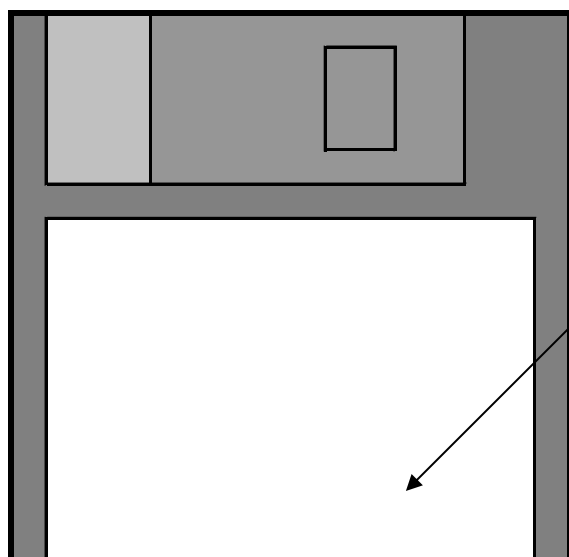
医療機関コード
保険医療機関名称
診療月分
提出年月日

○○○○○○○○○○○○
○○○○薬局
○年 ○月 調剤分
○年 ○月 ○日

島根県国保連合会提出用

県単等助成事業請求

FD・MO用



福祉医療記入例

福

令和〇〇年〇月分

福祉医療費請求書（県外医療機関分）

福祉医療負担者番号

9132

〇〇〇〇

福祉医療負担者名

●●市

様

医療機関コード

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

区 分		件 数	日 数	点 数	一部負担金額	02長 件数
入 院 ①						
入院外②		6	31	38,500	53,400	
公 費 再 掲	91	6		33,700		
	21	1		1,800	1,800	
	54	1		3,000	2,500	

保険医療機関の
所在地及び名称
開 設 者 氏 名
電 話 番 号

●●薬局
●●県●●市●●町〇〇
●●●●
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

「本家入外」欄

1・・・本人入院 2・・・本人外来 3・・・未就学者入院 4・・・未就学者外来 5・・・家族入院 6・・・家族外来
7・・・高齢受給者・後期高齢者医療一般・低所得者入院 8・・・高齢受給者・後期高齢者医療一般・低所得者外来
9・・・高齢受給者・後期高齢者医療7割給付入院 0・・・高齢受給者・後期高齢者医療7割給付外来

事例	福祉医療 受給者番号	福祉医療 対象者氏名	保険者番号	被保険者証 記号番号	公費負担者 番号①	公費受給者 番号①	診療 年月	本家 入外	生年月日	給付 割合	特記 事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時 福祉点数	一部負担 金額	公費①一部 負担金額	控除額
1	〇〇〇〇〇〇〇	●● ●●	01323333	77777777			****	2	S**, **, **	7	28	4	4,100					
2	〇〇〇〇〇〇〇	●● ●●	321111	99-1111111			****	8	S**, **, **	8	30	1	600					
3	〇〇〇〇〇〇〇	●● ●●	321111	99-2222222			****	6	S**, **, **	7	30	8	13,000			35,400		
4	〇〇〇〇〇〇〇	●● ●●	321111	99-3333333			****	8	S**, **, **	8	29	10	15,500			18,000		
5	〇〇〇〇〇〇〇	●● ●●	03213333	5555555	21329999	9999999	****	2	S**, **, **	7	29	3	1,800				1,800	
6	〇〇〇〇〇〇〇	●● ●●	39322222	88888888	54329999	4444444	****	8	S**, **, **	9	42	5	3,500	3,000	500		2,500	

記入例の解説

ポイント④ 控除額欄は記入不要

調剤薬局においては、一部負担金額が福祉医療費により全額助成されるため、**控除額欄の記入は不要**

ポイント⑤ 高額療養費が現物給付される場合は一部負担金額を記入

一部負担金額は、レセプトと同様に『診療報酬請求書等の記載要領等について』を参考に記入してください。

《高額療養費現物給付なし》

事例1 外来・70歳未満・保険福祉併用・高額療養費現物給付なし

保険種別：社会保険
本家入外：本人外来（給付割合：7割）
所得区分：28区ウ
保険点数：4,100点

（一部負担金額欄）高額療養費の現物給付が行われないため、**記入しない**

事例2 外来・70歳以上・保険福祉併用・高額療養費現物給付なし

保険種別：国民健康保険
本家入外：高齢受給者外来（給付割合：8割）
所得区分：30区オ（Ⅰ）
保険点数：600点

（一部負担金額欄）高額療養費の現物給付が行われないため、**記入しない**

《高額療養費現物給付あり》

事例3 外来・70歳未満・保険福祉併用・高額療養費現物給付あり

保険種別：国民健康保険
本家入外：家族外来（給付割合：7割）
所得区分：30区オ
保険点数：13,000点
高額療養費負担限度額：35,400円

（一部負担金額欄） $13,000\text{点} \times 10\text{円} \times 3\text{割} > 35,400\text{円} \Rightarrow \underline{35,400\text{円を記入}}$

事例4 外来・70歳以上・保険福祉併用・高額療養費現物給付あり

保険種別：国民健康保険
本家入外：高齢受給者外来（給付割合：8割）
所得区分：29区エ
保険点数：15,500点
高額療養費負担限度額：18,000円

（一部負担金額欄） $15,500\text{点} \times 10\text{円} \times 2\text{割} > 18,000\text{円} \Rightarrow \underline{18,000\text{円を記入}}$

ポイント⑥ 公費併用時、公費対象点数が保険点数と異なる場合は、それぞれの点数等を記入

公費併用時、公費対象点数が保険点数と異なる場合は、公費①点数を記入し、福祉点数は（保険点数）－（公費①）点数を記入

《公費併用あり》

○自立支援医療（法別：21）併用あり

事例5 外来・70歳未満・保険21福祉併用（3併）

・高額療養費現物給付なし

保険種別：社会保険
本家入外：本人外来（給付割合：7割）
所得区分：29区エ
保険点数：1,800点
公費①点数：1,800点（保険点数と同点）
公費①一部負担限度額：原則1割（上限なし）

（公費①点数欄）保険点数と同点数のため、**省略可**
（公費併用時福祉点数欄）保険点数と公費①点数が同点数のため、**省略可**
（一部負担金額欄）高額療養費の現物給付が行われないため、**記入しない**
（公費①一部負担金額欄）**1,800円を記入**

○難病医療（法別：54）併用あり

事例6 外来・後期高齢者医療・保険54福祉併用（3併）

・高額療養費現物給付なし

保険種別：後期高齢者医療
本家入外：後期高齢者医療外来（給付割合：9割）
所得区分：42区キ
保険点数：3,500点
公費①点数：3,000点
公費①一部負担限度額：2,500円

（公費①点数欄）**3,000点を記入**
（公費併用時福祉点数欄） $3,500\text{点} - 3,000\text{点} = 500\text{点} \Rightarrow \underline{500\text{点を記入}}$
（一部負担金額欄）高額療養費の現物給付が行われないため、**記入しない**
（公費①一部負担金額欄）**2,500円を記入**

乳幼児等医療記入例

乳幼

令和

年

月分

乳幼児等医療費請求書（県外医療機関分）

乳幼児等医療負担者番号

9

0

3

2

○

○

○

○

乳幼児等医療負担者名

●●市

様

医療機関コード

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

令和 年 月 日

区 分		件 数	日 数	点 数	一部負担金額	02長 件数
入 院 ①						
入院外 ②		6	17	68,500	115,830	
公 費 再 掲	90	6		57,500		
	52	2		11,000	3,400	

保険医療機関の
所在地及び名称
開 設 者 氏 名
電 話 番 号

●●薬局
●●県●●市●●町○○
●●●●
○○○-○○○-○○○○

「本家入外」欄
3・・・未就学者入院 4・・・未就学者外来 5・・・家族入院 6・・・家族外来

事例	乳幼児等医療 受給者番号	乳幼児等医療 対象者氏名	保険者番号	被保険者証 記号番号	公費負担者 番号①	公費受給者 番号①	診療 年月	本家 入外	生年月日	給付 割合	特記 事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時 乳幼児等点数	一部負担 金額	公費①一部 負担金額	控除額
1	○○○○○○○	●● ●●	322222	88-9999999			****	4	R**, **, **	8	28	1	500					
2	○○○○○○○	●● ●●	01321111	88888888			****	6	H**, **, **	7	28	3	2,000					
3	○○○○○○○	●● ●●	322222	88-7777777			****	4	R**, **, **	8	30	4	20,000			35,400		
4	○○○○○○○	●● ●●	32323333	66666666			****	6	H**, **, **	7	28	5	30,000			80,430		
5	○○○○○○○	●● ●●	322222	88-5555555	52321111	3333333	****	4	R**, **, **	8	28	2	8,000				1,700	
6	○○○○○○○	●● ●●	01321111	44444444	52321111	2222222	****	6	H**, **, **	7	28	2	8,000	3,000	5,000		1,700	

記入例の解説

ポイント④ 控除額欄は記入不要

調剤薬局においては、一部負担金額が乳幼児等医療費により全額助成されるため、**控除額欄**の記入は不要

ポイント⑤ 高額療養費が現物給付される場合は一部負担金額を記入

一部負担金額は、レセプトと同様に『診療報酬請求書等の記載要領等について』を参考に記入してください。

○高額療養費現物給付なし

事例1 外来・未就学者・保険乳幼児等併用・高額療養費現物給付なし

保険種別：国民健康保険 所得区分：28区ウ
本家入外：未就学者外来（給付割合：8割） 保険点数：500点



（一部負担金額欄）高額療養費の現物給付が行われないため、**記入しない**

事例2 外来・就学者・保険乳幼児等併用・高額療養費現物給付なし

保険種別：社会保険 所得区分：28区ウ
本家入外：家族外来（給付割合：7割） 保険点数：2,000点



（一部負担金額欄）高額療養費の現物給付が行われないため、**記入しない**

○高額療養費現物給付あり

事例3 外来・未就学者・保険乳幼児等併用・高額療養費現物給付あり

保険種別：国民健康保険 所得区分：30区才
本家入外：未就学者外来（給付割合：8割） 保険点数：20,000点
高額療養費負担限度額：35,400円



（一部負担金額欄） $20,000\text{点} \times 10\text{円} \times 2\text{割} > 35,400\text{円}$
⇒高額療養費の現物給付が発生するため、**35,400円を記入**

事例4 外来・就学者・保険乳幼児等併用・高額療養費現物給付あり

保険種別：社会保険 所得区分：28区ウ
本家入外：家族外来（給付割合：7割） 保険点数：30,000点
高額療養費負担限度額：80,100円＋（医療費－267,000円）×1%



（一部負担金額欄） $80,100\text{円} + (30,000\text{点} \times 10\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\% = 80,430\text{円}$ ⇒ **80,430円を記入**

ポイント⑥ 公費併用時、公費対象点数が保険点数と異なる場合は、それぞれの点数等を記入

公費併用時、公費対象点数が保険点数と異なる場合は、公費①点数を記入し、乳幼児等点数は（保険点数）－（公費①）点数を記入

○小児慢性特定疾病（法別：52）併用あり

事例5 外来・未就学者・保険52乳幼児等併用（3併） ・高額療養費現物給付なし

保険種別：国民健康保険 所得区分：28区ウ
本家入外：未就学者外来（給付割合：8割） 保険点数：8,000点
公費①点数：8,000点 公費①一部負担限度額：原則2割（上限あり）



（公費①点数欄）保険点数と同点のため、**省略可**
（公費併用時乳幼児等点数欄）保険点数と公費①点数が同点のため、**省略可**
（一部負担金額欄）高額療養費の現物給付が行われないため、**記入しない**

事例6 外来・就学者・保険52乳幼児等併用（3併） ・高額療養費現物給付なし

保険種別：社会保険 所得区分：28区ウ
本家入外：家族外来（給付割合：7割） 保険点数：8,000点
公費①点数：3,000点 公費①一部負担限度額：原則2割（上限あり）



（公費①点数欄）**3,000点を記入**
（公費併用時乳幼児等点数欄） $8,000\text{点} - 3,000\text{点} = 5,000\text{点}$ ⇒ **5,000点を記入**
（一部負担金額欄）高額療養費の現物給付が行われないため、**記入しない**

Ⅲ 請求書の返戻と支払等について

1. 請求書の返戻

記載不備等により返戻する場合、『増減点等及び返戻通知書』（26頁）の摘要欄に事由を記載します。

（1）書面

全件返戻する場合 …『増減点等及び返戻通知書』の摘要欄に返戻と記載し、請求書を返送します。

一部返戻する場合 …『増減点等及び返戻通知書』の摘要欄に削除と記載します。請求書の該当行は本会で取り消し線を引き、市町村へ送付します。請求書は返送しません。

（2）電子媒体

『増減点等及び返戻通知書』の摘要欄に削除と記載します。請求データは返送しません。

※『増減点等及び返戻通知書』は、福祉医療費及び乳幼児等医療費を請求された月の翌月初めに発送します。

2. 支払

支払が決定した福祉医療費及び乳幼児等医療費は『診療報酬等支払通知書』（27頁）により通知します。

この通知書は、請求月の翌月中旬に発送します。

本会からの振込日 請求翌月20日
（金融機関休業日の場合は、翌営業日）

3. 請求の取下げ

医療費に係る請求の取下げが必要となった場合は、本会へ『福祉及び乳幼児等医療費請求書取下げ（返戻）依頼書』（25頁）を提出（郵送）してください。

なお、取下げ（返戻）処理後に、『増減点等及び返戻通知書』（請求と同一月処理の場合）、又は『過誤結果通知書』（過月請求分処理の場合）（28頁）により通知します。

◇「福祉及び乳幼児等医療費請求書取下げ（返戻）依頼書」

【本会ホームページ】

保険医療機関・保険薬局のみなさま→各種様式→福祉及び乳幼児医療費等

様式集

診療報酬等費用の請求及び受領に関する届(県外保険医療機関等用)

令和 年 月 日 提出

島根県国民健康保険団体連合会
理事長 山本浩章 様

住所

開設者

氏名

印

診療報酬等費用の請求及び受領に関し、下記個人情報の取扱いについて同意の上、記入・捺印し届出いたします。

保険医療機関等 番号					連 合 会 使 用 欄	
フリガナ						
保険医療機関等 名称						
郵便番号		所在地				
電話番号				FAX番号		
振込先 銀行				支店名		
預金種目	普通・当座・その他 ()			口座番号		
フリガナ				フリガナ		
請求者				受領者 (口座名義人)		
届出理由(該当番号に○をつけてください)				異動年月		
1	新設			令和 年 月 請求分から		
2	請求者及び受領者(口座名義人)の変更			旧保険医療機関等番号		
3	振込先及び口座番号の変更					
4	その他 ()					
旧保険医療機関等番号欄に記載した保険医療機関等番号への支払いを当該保険医療機関等番号の支払いと合算することに 同意します。 住所 氏名 印						
備考						

「個人情報の取扱いについて」

提供いただく個人情報は、診療報酬等費用の支払等に利用し、それ以外の利用、外部への委託・第三者提供はいたしません。ただし、費用の支払にあたっては、口座番号等を金融機関へ提供することとしております。個人情報の提供は任意ですが、提供いただけない場合、適切な支払等ができなくなります。個人情報の開示等を希望される場合、下記窓口まで連絡ください。

なお、個人情報の管理責任は、個人情報保護管理者(Tel:0852-21-2113)が有します。

(お問い合わせ窓口)

〒690-0825 島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会 審査課 電話:0852-21-2163

診療報酬等費用の請求及び受領に関する届（県外保険医療機関等用）

記載要領

1. 「診療報酬等費用の請求及び受領に関する届」は、診療報酬等費用の適切な支払いを行うために使用する。
2. 保険医療機関等番号単位で1部作成する。
3. 当該届を提出した年月日を記入する。
4. 「開設者」欄に住所及び氏名を記入し、必ず捺印する。
5. 「保険医療機関等番号」欄には、10桁（県番号2桁＋点数表区分1桁＋保険医療機関等番号7桁）で記入する。
6. 「振込先銀行」、「支店名」欄には、銀行名、支店名とともに、銀行コード（4桁）、支店コード（3桁）を記入する。
7. 「預金種目」欄の該当する項目を○で囲む。
8. 「受領者（口座名義人）」欄には、必ずフリガナを記入する。
9. 「届出理由」欄の該当する項目（1～4）を○で囲む。
10. 「異動年月」欄には、請求開始年月または変更年月を記入する。

福祉医療費請求書（県外保険医療機関等分）

保険医療機関等コード

保険医療機関等
所在地及び名称
開設者氏名
電話番号

区 分		件 数	日 数	点 数	一部負担金額	02長 件数
入 院 ①						
入 院 外 ②						
公 費 再 掲	91					

1...本人入院 2...本人外来 3...未就学者入院 4...未就学者外来 5...家族入院 6...家族外来
7...高齢受給者・後期高齢者医療 一般・低所得者入院 8...高齢受給者・後期高齢者医療 一般・低所得者外来
9...高齢受給者・後期高齢者医療 7割給付入院 0...高齢受給者・後期高齢者医療 7割給付外来

[illegible]

年 月分 乳幼児等医療費請求書（県外保険医療機関等分）

様

保険医療機関等コード

令和 年 月 日

保険医療機関等
所在地及び名称
開設者氏名
電話番号

「本家入外」欄

3...未就学者入院 4...未就学者外来 5...家族入院 6...家族外来

区 分		件 数	日 数	点 数	一部負担金額	02長 件数
入 院 ①						
入 院 外 ②						
公 費 再 掲	90					

23

[illegible]

福祉・乳幼児等医療費請求総括票（県外保険医療機関等分）

令和 年 月提出分

保険医療機関等コード _____

保険医療機関等名 称 _____

【電子媒体分】

媒 体 種 類	F D	MO	C D－R
媒 体 枚 数	枚		
提 出 年 月 日	令和	年	月 日
備 考			

【紙媒体分】

乳幼児等医療費			福祉医療費		
市町村名	負担者番号	件数	市町村名	負担者番号	件数
松江市	90320011		松江市	91320010	
浜田市	90320029		浜田市	91320028	
出雲市	90320037		出雲市	91320036	
益田市	90320045		益田市	91320044	
大田市	90320052		大田市	91320051	
安来市	90320060		安来市	91320069	
江津市	90320078		江津市	91320077	
雲南市	90320094		雲南市	91320093	
川本町	90320789		川本町	91320788	
津和野町	90320912		津和野町	91320911	
海士町	90320995		海士町	91320994	
西ノ島町	90321001		西ノ島町	91321000	
知夫村	90321019		知夫村	91321018	
奥出雲町	90321027		奥出雲町	91321026	
飯南町	90321035		飯南町	91321034	
美郷町	90321043		美郷町	91321042	
邑南町	90321050		邑南町	91321059	
吉賀町	90321068		吉賀町	91321067	
隠岐の島町	90321076		隠岐の島町	91321075	
合 計			合 計		

島根県国民健康保険団体連合会 御中

保険医療
機関等
コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保険医療
機関等の
所在地及
び名称

電話番号

福祉及び乳幼児等医療費請求書 取下げ(返戻)依頼書

以下の理由により、福祉及び乳幼児等医療費請求書を取下げ(返戻)願います。

点数表区分	1. 医科			2. 歯科		3. 調剤		
保険者番号					被保険証記号・番号 被保険者番号			
公費負担者番号					公費受給者番号			
フリガナ								
対象者氏名								

診療年月			入外区分	請求点数
平成・令和	年	月	入院・外来	点
平成・令和	年	月	入院・外来	点
平成・令和	年	月	入院・外来	点
平成・令和	年	月	入院・外来	点
平成・令和	年	月	入院・外来	点

取下げ(返戻)の理由

1. 保険変更のため
2. 労災適用のため
3. 他法併用のため
4. 請求点数誤りのため
5. その他(以下の余白に理由を記入)

月审查分

令和 年 月 日作成 / 頁

減額

26

※内容についてのお問い合わせ先、国保連合会 審査課 第1係/第2係 0852-21-2114 (医科/訪看)
第4係 0852-21-2130 (歯科/調剤/柔整)

令和 年 月分 診療報酬等支払通知書

〒

令和 年 月 日作成

様

機関番号

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 名 義 者 名	
口 座 番 号	

区 分		当 初 決 定		過 誤 調 整		支 払 確 定	
福 祉 医 療	件 数						
	金 額						
乳 幼 児 医 療 (子ども医療を含む)	件 数						
	金 額						
福 祉 医 療 (後期高齢者医療)	件 数						
	金 額						
妊 婦 ・ 乳 児 ・ 産 婦 健 康 診 査	件 数						
	金 額						
支 払 確 定 額							

令和 年 月 日 に上記金額を貴口座へ振り込みますので通知します。

松江市学園一丁目7番14号
島根県国民健康保険団体連合会

過誤結果通知書

医療機関番号

月調整分

様

島根県国民健康保険団体連合会

令和 年 月 日 作成 / 頁

[illegible]

簡 所 の 記 号			増 減 点 事 由		通 信 欄
医 科	歯 科	そ の 他			
11 初診	11 初診	10 調剤基本料	A	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの	
12 再診	12 再診	11 時間外等加算	B	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの	
13 医学管理	13 医学管理	13 薬学管理	C	療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの	
14 在宅	14 在宅		D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの	
20 投薬	20 投薬	10 入所者施設療養費	F	固定点数（施術料）が誤っているもの	
30 注射	30 注射	30 緊急時施設療養費	G	請求点数等の集計が誤っているもの	
40 処置	40 処置	40 通所者施設療養費	H	縦計算が誤っているもの	
50 手術・麻酔	50 手術・麻酔		K	その他	
60 検査	56 補綴	10 基本療養費			
70 画像診断	60 検査	15 末期基本療養費			
80 その他	70 画像診断	20 管理療養費			
	80 その他	30 情報提供療養費			
97 食事・生活	97 食事・生活	40 ターミナルケア療養費			

※内容についてのお問い合わせ先、国保連合会 審査課 第5係 0852-21-2163 (過誤)
第3係 0852-21-2107 (再審査)

請 求・問い合わせ先

〒690-0825 島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会 審査課

T E L : 0852-21-2114 (医科) 21-2130 (歯科・調剤)

F A X : 0852-21-3550

E-mail : sinsa@shimane-kokuho.or.jp

HPアドレス : <https://www.shimane-kokuho.or.jp>